

改正

平成23年9月30日告示第108号

平成24年3月27日告示第40号

平成25年3月21日告示第34号

平成25年7月23日告示第102号

平成26年3月25日告示第27号

平成28年3月31日告示第36号

平成29年6月19日告示第71号

令和5年3月31日告示第53号

令和6年3月28日告示第55号

座間市電気自動車購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、再生可能エネルギー等の有効利用の促進と脱炭素社会の実現に寄与するため、電気自動車を購入する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、座間市補助金等の交付に関する規則（平成6年座間市規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、「電気自動車」とは、搭載された蓄電池によって駆動され、電動機を原動機とする四輪以上の内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた自動車をいう。）で、自動車検査証に当該自動車の燃料が電気であることが記載されているものをいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、個人又は事業者が新たに自らの用に供する電気自動車（初度登録前の車両であって、一般社団法人次世代自動車振興センターのクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の補助対象車両に限る。ただし、中古輸入車を除く。）を購入し、所有する事業とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることのできる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住民登録を有する個人又は市内に事業所若しくは事務所を有する事業者であること。
- (2) 市内に購入する電気自動車の保管場所があること。
- (3) 当該申請年度に自動車検査証の交付を受けられること。
- (4) 購入する電気自動車の自動車検査証に記載される所有者であること。
- (5) 市税等（延滞金を含む。）の滞納がないこと。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、電気自動車1台につき15万円とする。

2 補助金の交付は、同一年度内に1補助対象者につき1台を限度とする。

(交付の要望)

第6条 規則第5条第1項のただし書の規定により、補助金交付要望書の提出を省略するものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、電気自動車購入補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、電気自動車の車両代金全額の支払が完了し、又は支払の手続が完了する日の7日前までに市長に提出するものとする。

- (1) 個人の場合にあつては住民票の写し（3箇月以内に発行されたもの）、法人の場合にあつては法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（3箇月以内に発行されたもの）、個人事業主の場合にあつては前年の確定申告書の写し、個人事業税の証明（3箇月以内に発行されたもの）
その他の個人事業主であることが確認できる書類
- (2) 購入する電気自動車の見積書の写し
- (3) 電気自動車の保管場所の位置図及び保管場所の現況写真
- (4) 市税納付状況確認同意書（第1号様式の2）
- (5) 収支予算書（第2号様式）
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付を決定したときは、その旨を電気自動車購入補助金交付決定通知書（第3号様式。以下「決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

(変更等の承認)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は補助事業の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ電気自動車購入補助事業変更・中止・廃止申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、補助事業の内容を変更しようとするときは、変更しようとする内容が確認できる書類を添付しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、当該申請に係る書類を審査し、その結果を電気自動車購入補助事業変更・中止・廃止承認（不承認）通知書（第5号様式）により、補助事業者に通知しなければならない。

（完了報告）

第10条 補助事業者は、事業が完了したときは、速やかに電気自動車購入補助事業完了報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 自動車検査証の写し
- （2） 当該事業の購入に係る領収書等の写し
- （3） 当該電気自動車の写真（ナンバープレートを含めた全体を写したもの）。
- （4） 自動車保管場所証明書又は保管場所標章番号通知書の写し（軽自動車の場合は、保管場所の現況写真）
- （5） その他市長が必要と認める書類

（補助金の請求）

第11条 補助金は、補助事業者が補助事業を完了した後において交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金を受けようとするときは、電気自動車購入補助金交付請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（実績報告）

第12条 規則第18条第3項の規定に基づき、補助事業等実績報告書の提出を省略するものとする。

（交付の決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金を他の用途に使用したとき。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、補助事業に関し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付け

た条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、期限を定めて、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得した電気自動車を補助事業の完了後においても点検及び必要な整備をするなど適正に管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 規則第24条ただし書の規定による市長が定める期間は、4年とする。

3 規則第24条の規定に反して財産を処分した場合は、前条の規定により、当該補助金のうち、電気自動車の使用月数を基に算出した金額を返納しなければならない。

4 補助事業者は、規則第24条の規定に基づき、財産の処分の承認を受けようとするときは、電気自動車購入補助事業処分承認申請書（第8号様式）に処分の内容が確認できる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(調査)

第16条 市長は、補助事業を適正に執行するため、電気自動車の保管状況等について調査することができる。

(使用状況の報告)

第17条 市長は、補助事業者に対し、電気自動車購入後に使用状況の報告を求めることができる。

(手続代行者)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る申請等の手続について、業者等に委任することができる。

(実施細目)

第19条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は平成23年4月25日から施行する。

附 則（平成23年9月30日告示第108号）

この告示は、平成23年10月1日から施行し、改正後の座間市電気自動車購入等補助金交付要綱の規定は、平成23年4月25日から適用する。

附 則（平成24年3月27日告示第40号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月21日告示第34号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年7月23日告示第102号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成26年3月25日告示第27号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第36号）

この告示は、平成28年4月1日から施行し、改正後の別表第1の規定は、平成23年度以降に補助金の交付を受けた電気自動車から適用する。

附 則（平成29年6月19日告示第71号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和5年3月31日告示第53号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月28日告示第55号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。